

橋本市  
子ども・子育て支援事業計画  
の進捗状況について

平成28年6月29日

## 第1章 計画策定にあたって（P.1～2）

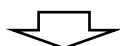
### 1. 計画策定の背景

- ・全国的に少子化が依然として進行
- ・子ども・子育て支援が質・量共に不足
- ・子育ての孤立感や負担感が増加



「子ども・子育て関連3法」(※1)が制定

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正
- 関係整備法（児童福祉法等の改正）



「子ども・子育て関連3法」に基づき、  
平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行

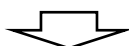


新制度の目的

- ・より質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
- ・待機児童の解消
- ・地域での子ども・子育て支援の充実を図る



第一義的には「子どもは親・保護者が育むことが基本」としながら、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する。



本市の子ども・子育て支援に関するこれまでの取り組み成果を引き継ぎつつ、新たな計画として「橋本市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定。

### 2. 計画の位置付け

- (1) 子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画。
- (2) これまでの次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画である「橋本市次世代育成支援地域対策行動計画（後期計画）～子ども・子育てのびのび夢プラン～」の基本的な考え方を継承し、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療・福祉・教育・住宅・労働・まちづくり等の様々な分野にわたり、総合的な展開を図る。
- (3) 実態調査や関係団体などによる市民の意見を反映して策定。(※3)
- (4) 子どもが健やかに成長する環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針。
- (5) 国や県の子ども・子育て支援事業計画に係る指針を踏まえるとともに、「橋本市長期総合計画」をはじめとする上位計画・関連計画と整合性を図り策定。

※3 平成25年に「橋本市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査」を実施（事業計画 P.12～16 参照）

### 3. 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

### 4. 計画対象

子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人や団体等、市内の子どもと子育てを支える地域全体を対象として策定。

## 第2章 計画の基本的な考え方（P.3～9）

### 1. 基本理念

子どもは「未来の夢」、「次代の希望」であり、次代を担う子どもを育むことは、家庭と地域社会が存続するための基礎的条件であり、地域社会に明るい未来をつくり出すものである。

これまでの考え方を理念として継承し、子どもが人として尊重され、健やかに成長する環境を、家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体でつくり上げていく。

### 2. 基本的な視点

基本理念を実現するため、市は次の8項目を基本的な視点として施策に取り組む。

- ①子どもの幸せを第一に考える視点
- ②すべての子育て家庭を支援する視点
- ③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を促す視点
- ④地域社会全体で子育てを支える視点
- ⑤地域の社会資源を活用する視点
- ⑥サービスの量と質を確保する視点
- ⑦地域の実情に応じた取り組みの視点
- ⑧次代の担い手づくりという視点

### 3. 基本目標

基本理念と基本的な視点に立って、次の7つの基本目標を設定し、体系的に施策を展開。

- ①地域ぐるみで子育て・子育て支援の充実
- ②親と子の健康の確保と増進
- ③子どもの成長に資する教育環境の整備
- ④子育てを支援する生活環境の整備
- ⑤仕事と生活の調和の促進
- ⑥子どもたちの安全の確保
- ⑦要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進

### 4. 施策の体系

（4頁参照）

## 5. 教育・保育提供区域の設定

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に考慮して、教育・保育提供区域を設定することとされています。

本市では市内の教育・保育の利用状況等を総合的に判断し、教育・保育提供区域に関して市全域を 1 区域として一体的に提供します。ただし、放課後児童健全育成事業においては、市内 11 地区で提供体制の確保を図ります。

## 4. 施策の体系 (事業計画抜粋 P.8)

計画における基本目標、主要課題、施策の方向を以下のように整理します。

基本目標	主要課題	施策の方向
1 地域ぐるみで子育て・子育て支援の充実	(1)地域における子育て支援サービスの充実	①地域ぐるみの子育て支援 ②情報提供と相談活動の充実 ③仲間づくりの場の充実
	(2)教育・保育サービスの充実	①教育・保育サービスの量と質の確保 ②多様な保育サービスの提供 ③幼児期の教育・保育の一体的提供
	(3)子どもの居場所づくり	①放課後児童対策の充実 ②児童館等の充実
2 親と子の健康の確保と増進	(1)子どもと親の生命と健康を守る取り組み	①講座や教室、相談事業の充実 ②健診等の充実 ③食に関する体験学習等の充実 ④健康的な生活習慣の確立への啓発 ⑤思春期保健対策の充実
	(2)小児医療の充実	①小児医療体制・夜間救急医療体制の充実 ②かかりつけ医等の普及 ③医療費に係る経済的支援
3 子どもの成長に資する教育環境の整備	(1)学校教育環境の充実	①教育方法の改善と教員の資質向上 ②教育相談の充実 ③地域とつながる学校づくり
	(2)家庭や地域の教育力の向上	①学習機会・情報提供の拡充
	(3)児童の健全育成の取り組み	①体験活動等の充実 ②子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	(4)次代の担い手づくり	①世代間交流の促進
4 子育てを支援する生活環境の整備	(1)安全なまちづくり	①安全・安心なまちづくり
	(2)良好な住宅及び住環境の整備	①良質な住宅環境等の確保 ②開発時の子育て支援施設の整備促進
5 仕事と生活の調和の促進	(1)仕事と子育ての両立の支援	①働き方の見直しの啓発活動 ②事業主への啓発活動 ③女性の再就職の支援
6 子どもたちの安全の確保	(1)事故を防止する安全の確保	①安全な道路交通環境の整備 ②交通安全教育の推進 ③家庭での事故防止の啓発
	(2)犯罪等の被害から守る活動	①地域ぐるみで犯罪を防止
	(3)被害に遭った子どもへの支援	①カウンセリングや相談助言活動の充実
7 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進	(1)児童虐待防止対策の充実	①児童虐待防止ネットワークの充実
	(2)ひとり親家庭の自立支援	①母子家庭等の自立のための支援 ②施策・取り組みについての情報提供
	(3)児童発達支援施策の充実	①早期発見と療育、教育・保育の充実 ②支援が必要な児童へのサービスの充実

## 第4章 施策の展開（事業計画抜粋 P.21～）

### 基本目標 1 地域ぐるみで子育て・子育て支援の充実

#### 主要課題（1）地域における子育て支援サービスの充実

子育て中の保護者の育児不安や負担感を軽減するため、妊娠期から様々な支援を展開。今後も、分かりやすい情報提供、専門職の支援等充実させるよう努めます。

また、保育園や幼稚園、認定こども園において、在園児以外の親子に対する園庭開放、子育て講座、異年齢児交流等を進めるとともに、保育園、幼稚園の統合による認定こども園の設置により、子育て支援センターを積極的に設置し、交流事業や相談事業に取り組みます。

##### 【施策の方向】

- ① 地域ぐるみの子育て支援
- ② 情報提供と相談活動の充実
- ③ 仲間づくりの場の充実

##### 【主な活動】

- ・ 子育て支援センター事業
  - ・ 健康相談事業
  - ・ 子育てサークルの育成・活動支援
  - ・ ママパパ教室の充実
  - ・ 乳児交流教室
- など

#### 主要課題（2）教育・保育サービスの充実

教育・保育サービスについては、平成27年度より施行される子ども・子育て支援新制度に基づき、量の確保と質の向上を図っていきます。

これからも、平日昼間の保育サービスについては、保育需要の動向等を注視しながら整備を進めます。

また、保護者の多様な就労形態に対応するため、延長保育事業、預かり保育等を実施します。また、保育園、幼稚園、認定こども園の適正配置に努め、園における人権教育を行うとともに、就学に向けた連携を図り、情報交換を強化します。

##### 【施策の方向】

- ① 教育・保育サービスの量と質の確保
- ② 多様な保育サービスの提供
- ③ 幼児期の教育・保育の一体的提供

##### 【主な活動】

- ・ 認定こども園の整備
  - ・ 児童発達支援事業
  - ・ 延長保育事業
  - ・ 預かり保育事業
  - ・ 教育・保育に携わる職員研修の充実
  - ・ 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校の連携
- など

### 主要課題（3）子どもの居場所づくり

子どもたちが地域で安心して遊べるように、これまで市内の6公園でバリアフリー化工事を実施。今後も、公園や広場等の整備・充実に努めるとともに、地域での子どもの活動の場や居場所づくりを進めます。

本市アンケート結果で、学童保育利用者に良い点をたずねたところ「指導員の対応について」が7割となっていました。今後も、学齢期の支援として、ニーズの高い放課後子ども教室推進事業や放課後児童健全育成事業を効率的、効果的に運用するとともに、放課後子ども総合プランに基づく事業の展開を進めます。

【施策の方向】	【主な活動】
① 放課後児童対策の充実	・ 公園・広場等の整備
② 児童館等の充実	・ 放課後子ども教室事業
	・ 放課後児童健全育成事業（学童保育）
	・ 子ども館・児童館活動の充実
	・ 各種図書館事業の充実
	・ 放課後等デイサービス など

## 基本目標2 親と子の健康の確保と増進

### 主要課題（1）子どもと親の生命と健康を守る取り組み

ライフステージごとに、様々な生活場面において、子どもと保護者が地域と共に健全に育っていける取り組みを行います。

妊娠・出産期から乳幼児期にかけては、妊娠・出産の安全性を確保するため、妊産婦訪問指導、妊婦健診を徹底するほか、育児負担の軽減や虐待予防のため、訪問事業や子育ての仲間づくりの場の充実を図ります。また、乳幼児の健康を確保するため、健診と訪問事業によるきめ細かな支援、食育、疾病・事故予防の充実を進めていきます。

学齢期の支援としては、学校・家庭・関係機関との連携を強化し、学校教育・健康教育の充実と体力の向上に努めます。

さらに、心の健康づくりを支援するため、こころの医療センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。

食育の推進に向けては、家庭・地域・学校・関係機関・団体等で構成するネットワークを強化しながら、体験事業、情報発信、イベントなどを実施します。

【施策の方向】	【主な活動】
① 講座や教室、相談事業の充実	・ 家庭児童相談室事業
② 健診等の充実	・ 妊婦健診事業の推進及び充実
③ 食に関する体験学習等の充実	・ 乳幼児健診・相談事業
④ 健康的な生活習慣の確立への啓発	・ 生活習慣病予防のための各種健診
⑤ 思春期保健対策の充実	・ 食育の推進
	・ 地産地消の推進
	・ 早寝早起き朝ごはん運動
	・ いのちを育む授業
	など

### 主要課題（2）小児医療の充実

医療面では、緊急医療体制、休日急患医療体制を継続し、医療機関との連携のもと、地域医療を推進し、小児医療の充実を図ります。

乳幼児医療費、小学生医療費、中学生医療費を助成することにより、子育て世帯を経済的に支援します。

【施策の方向】	【主な活動】
① 小児医療体制・夜間救急医療体制の充実	・ 緊急医療体制の充実
② かかりつけ医等の普及	・ 休日急患医療体制の充実
③ 医療費に係る経済的支援	・ AED の設置
	・ 乳幼児医療費、小学生医療費、中学生医療費助成制度
	など

## 基本目標3 子どもの成長に資する教育環境の整備

### 主要課題（1）学校教育環境の充実

児童・生徒の基礎学力を高めるとともに、一人一人の可能性や個性を伸ばし、他者の個性や差異を尊重する心の豊かさを育み、自立・共生する力を学び取りたくましく生きる力を身につけるように教育の充実に努めます。さらに、郷土を愛し、地域への認識を深め、子どもも地域の一員であるという意識を育て社会参画していけるような教育を地域と共に進めていきます。また、学校、地域、家庭が連携し、きめ細かな教育を推進し、いじめや不登校などにも適切に対応できるように、相談・指導体制の充実に努めます。



【施策の方向】	【主な活動】
① 教育方法の改善と教員の資質向上	・ 教員研修の充実
② 教育相談の充実	・ 橋本市教育研究委託事業の推進
③ 地域とつながる学校づくり	・ スクールカウンセラー配置事業の活用
	・ 共育コミュニティの推進 など

### 主要課題（２）家庭や地域の教育力の向上

家庭における子育ては、子どもと親が共に過ごす時間の中で、コミュニケーションを取りながら、互いに学びあうことで共に成長できる大切な要素となります。

家庭における子どもとの様々な関わりあい方を知り、また、保護者同士との交流による情報交換により、より豊かな家庭教育を行うことができるよう、家庭教育支援事業等の取り組みを通じて子育て環境の整備を行い、家庭教育の普及・啓発と家庭教育のさらなる充実をめざします。

また、子育ての主体は基本的には保護者であるものの、地域社会全体で子育て家庭を見守り、支援することが大切です。地域は生活の場やふれあいの場、コミュニケーションの場です。様々な人たちが交流できる環境が子どもたちを健やかに育てます。

そのため、地域において安心して子育てができる環境をつくり、子育て家庭が安心して気持ちよく子どもを育てることができるよう、地域住民が子育ての大変さを理解し、保護者やその子どもを温かく見守りながら日常的に手を差し伸べることが大切です。地域の関係団体・関係機関と連携し、様々な機会を通して、地域社会において子育てを支援することについての大切さを啓発するとともに、子育てを支援する体制の整備を図ります。

【施策の方向】	【主な活動】
① 学習機会・情報提供の拡充	・ 家庭教育支援事業
	・ 各地区公民館事業
	・ 教育フォーラムの開催
	・ PTA 活動の充実
	・ 応援ボランティアの登録 など

### 主要課題（３）児童の健全育成の取り組み

子どもや若者がふるさとに関心の目を向け、遊び場や活動の機会づくりなどに主体的に関わり、子どもや若者同士あるいは大人と協力・連携してよりよいものにつくり上げていけるように、ふるさとを知る機会づくりの提供やまちづくりへの参加を促進します。さらに、主体的に行動することにより自信を深め、たくましく生きていけるように、子どもや若者の能力を発揮する機会を充実していきます。

【施策の方向】	【主な活動】
① 体験活動等の充実	・ 青少年団体連絡協議会事業
② 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	・ スポーツ少年団活動の推進
	・ 中学生ボランティア活動の推進
	・ 青年指導員連絡会事業 など

#### 主要課題（４）次代の担い手づくり

次の世代の親となる若者が社会に出て成熟した大人として精神的にも経済的にも自立した生活を送ることができるようにすることが大切です。

また、若者が子育てに対して精神的な負担感をつのらせ、結婚や出産に踏み切れないうことがないように、あるいは、親になってから初めて子どもに接し、戸惑うことがないように、子育て家庭との交流や子育て体験等を通して子育てへの関心が高まるように努めます。

【施策の方向】	【主な活動】
① 世代間交流の促進	・ キャリア教育（職場体験学習）の推進
	・ いのちを育む授業
	・ 男女共同参画事業
	・ 公民館事業（三世代交流会） など

### 基本目標４ 子育てを支援する生活環境の整備

#### 主要課題（１）安全なまちづくり

地震等災害発生時に子どもが安全に避難できるように、保育・療育・教育施設での防災対策をはじめ、避難体制の確立を図るなど、子どもに配慮した防災対策の充実に努めます。

【施策の方向】	【主な活動】
① 安全・安心なまちづくり	・ 事故防止に関する啓発
	・ 防災教育の推進
	・ 地域における防災活動の促進
	・ 保育園、幼稚園、認定こども園、学校等の防災対策の推進 など

## 主要課題（２）良好な住宅及び住環境の整備

子どもやその保護者がゆとりある美しい環境の中で生活できるように、良質な住宅づくりや快適な居住環境の確保に努めます。

また、子どもたちが、いつまでも美しい空気ときれいな水の恩恵を享受できるように、自然環境の保全や環境美化、公害の防止に努めます。

【施策の方向】	【主な活動】
① 良質な住宅環境等の確保	・ シックハウス対策の実施
② 開発時の子育て支援施設の整備促進	・ ゴミの分別収集とリサイクルの促進
	・ 私立幼稚園こども園化整備費補助
	・ 交通安全施設の整備 など

## 基本目標 5 仕事と生活の調和の促進

### 主要課題（１）仕事と子育ての両立の支援

固定的な性別役割分担意識等を解消し、男女が共に協力して子育てや家事・介護などが行えるように、男女共同参画についての考え方を普及・啓発します。

子どもが家庭の温かなふれあいの中で心豊かに育っていくためには、男女が共に子育てや介護、家事等の責任を担い、協力し合い家庭を築いていくことが重要であることや、子どもも家庭の一員として協力していく必要があることを啓発するとともに、男性の子育て等家庭生活への参画を促進します。

【施策の方向】	【主な活動】
① 働き方の見直しの啓発活動	・ 男女共同参画意識の啓発と教育
② 事業主への啓発活動	・ 男女共同参画についての事業者への周知と啓発
③ 女性の再就職の支援	・ 男性の子育て等家庭生活への参画促進
	・ 職業能力の開発及び情報の提供
	・ 女性のエンパワーメントの促進 など

## 基本目標 6 子どもたちの安全の確保

### 主要課題（１）事故を防止する安全の確保

子どもを交通事故から守るため、警察等関係機関や団体、地域住民等の協力・連携により、交通安全意識を高めるとともに、交通を妨げる行為の解消等を進めます。

また、家庭における乳幼児の不慮の事故を防止するための知識の普及に努めます。

【施策の方向】	【主な活動】
① 安全な道路交通環境の整備	・交通安全教育の推進
② 交通安全教育の推進	・登下校の見守り活動
③ 家庭での事故防止の啓発	・通学路の安全点検 など

### 主要課題（２）犯罪等の被害から守る活動

子どもが地域で安全に過ごせるように、緊急避難が可能な体制を充実するとともに、警察等関係機関や団体、地域住民の協力・連携により、凶悪化・多様化した犯罪の防止に努めます。

【施策の方向】	【主な活動】
① 地域ぐるみで犯罪を防止	・安全パトロールの推進
	・きしゅう君の家運動の推進と周知活動
	・子ども安全教室などによる防犯意識の啓発
	・防災行政無線を活用した安全啓発
	・青少年育成市民会議 など

### 主要課題（３）被害に遭った子どもへの支援

犯罪や虐待などで心や体に深い傷を負った子どもに対し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を防ぎ、専門機関やカウンセラーなどの専門家と連携し、臨床心理士等専門家、関係機関との連携などによる心のケアを図ります。

【施策の方向】	【主な活動】
① カウンセリングや相談助言活動の充実	・カウンセリング等支援事業 など

## 基本目標 7 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進

### 主要課題（１）児童虐待防止対策の充実

保護者をはじめ地域住民、教育関係者、行政関係者等、子どもに関わるすべての人が、子どもも市民の一員であり自分の意見や価値観をもち、豊かに生きる権利をもつ主体であることを理解し行動できるよう啓発します。

また、子どもに対する虐待を未然に防止するため、親子が発信する様々なサインを受け止め、子育てに寄り添う乳幼児健診、相談、指導の充実に努めるとともに、健診等の未受診者に対する取り組みや予防活動に努めます。

さらに、虐待を早期発見するため、市民の通告義務についての啓発を行うとともに、迅速かつ適切な対応を行うため、関係各課や関係機関・団体による児童虐待防止活動の強化を図ります。

【施策の方向】	【主な活動】
① 児童虐待防止ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの人権に関する啓発</li> <li>・ 要保護児童対策地域協議会の運営</li> <li>・ 児童相談事業及び関係機関の連携</li> <li>・ 乳幼児等健診未受診者へのフォロー</li> <li>・ 子育て関係団体との連携</li> <li>・ いのちを育む授業</li> <li>・ 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ含) など</li> </ul>

### 主要課題（2）ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、関連する社会保障制度の拡充を国や県へ強く要請するとともに、市の各種給付について充実に努めます。

【施策の方向】	【主な活動】
① 母子家庭等の自立のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援員による就労支援</li> </ul>
② 施策・取り組みについての情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童扶養手当の給付</li> <li>・ ひとり親家庭医療助成事業</li> <li>・ 母子寡婦福祉資金貸付制度受付</li> <li>・ 助産施設入所事業</li> <li>・ 母子生活支援施設事業 など</li> </ul>

### 主要課題（3）児童発達支援施策の充実

障がいのある子どもや発達につまずきのある子どもが一人一人の可能性を伸ばし自立や社会参加ができるように、障がいの程度や発達段階に応じた療育・保育・教育の内容を充実させます。また、保健・医療・福祉・療育・教育関係機関の連携を強化し、一貫した相談・指導体制とし、行政機関の中で関係する課との連携強化を行い、発達相談事業の推進に取り組みます。

【施策の方向】	【主な活動】
① 早期発見と療育、教育・保育の充実	・ 特別支援学級などにおける教育・訓練の充実
② 支援が必要な児童へのサービスの充実	・ 児童発達支援事業の推進
	・ 研修等による教員の専門性の向上
	・ 加配保育士・教員の配置
	・ 発達相談員による相談支援の推進
	・ 療育検討委員会
	・ サポート教室、ことばの教室の設置
	・ のびのび教室事業
	・ たんぽぽ園の充実 など

## 第5章 計画の目標値等 (事業計画抜粋 P.33～)

### 1. 教育・保育施設及び地域型保育事業

幼児期の学校教育や保育の必要性のある子どもへの保育については、これまで幼稚園と保育所の2施設が多く利用されてきました。

新制度では、幼稚園と保育所に加え、両施設の良さを合わせ持つ認定こども園の普及が望まれています。また、少人数の子どもを保育する事業が創設され、共働き家庭等への子育て支援を充実するため、身近な保育の場の確保が必要となります。

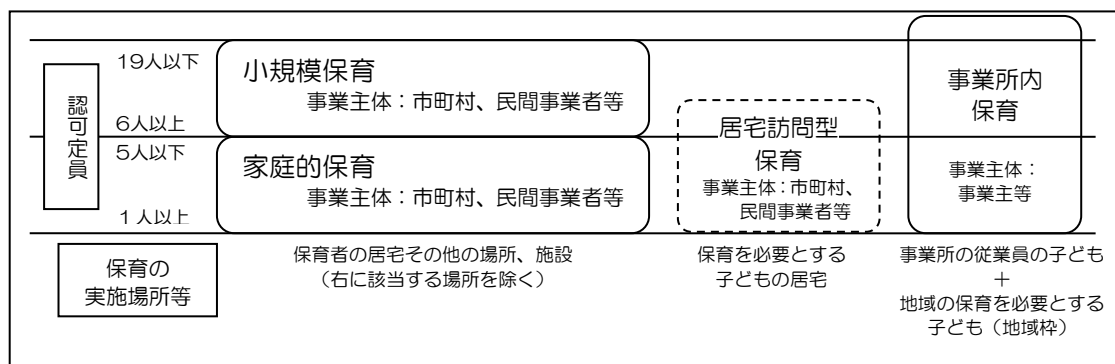
#### ①教育・保育施設

新制度では、幼稚園、認可保育所、認定こども園が教育・保育施設となります。待機児童の解消に向け、認定こども園の普及が望まれます。

#### ②地域型保育事業

新制度では、定員が19人以下の保育事業は市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類があります。



### 2. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	概要(対象者)	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、学校教育のみを受ける子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満の保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

### 3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

#### 【1号認定・2号認定・3号認定の量の見込みと確保の内容】

(単位：人)		平成25年度(実績)			平成27年度			平成28年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		—	—	—	539	892	504	518	857	501
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	596	869	426	675	897	468	593	858	498
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差(②-①)		—	—	—	136	5	▲36	75	1	▲3

(H28.3.1 現在)

(H28.5.1 現在)

(単位：人)		平成27年度実績			平成28年度見込み		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		543	840	511	488	861	472
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	675	897	468	593	858	498
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
差(②-①)		132	57	▲43	105	▲3	26



(単位：人)	平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳	
	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	
①量の見込み (必要利用定員総数)	514	851	491	500	826	483	496	820	474	
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	593	858	498	621	828	484	621	828	475
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差(②-①)	79	7	7	121	2	1	125	8	1	

(1) 1号認定<3～5歳>

**【事業内容】**

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、学校教育のみを受ける子どもの認定区分

(主に幼稚園、認定こども園)

**【確保の方策】**

平成27年度に橋本幼稚園及び応其幼稚園がそれぞれ橋本こども園及び応其こども園に統廃合されます。また、平成30年度には清水幼稚園と学文路幼稚園が(仮称)学文路こども園に統廃合され、(仮称)山田こども園が新設される予定であり、認可定員は全体として縮小となりますが、ニーズの見込み量は確保されています。新たにこども園が新設される地域では、保護者の教育・保育サービスの選択の幅が広がり、統廃合の地域ではこども園となることにより、保護者の就労状況の変化に関わらない教育・保育の提供が可能となります。

**【平成27年度の取り組みと今後の方策】**

27年度に公設民営の保育所型認定こども園として「橋本こども園」と「応其こども園」が開園しました。

また私立幼稚園3園が新制度に移行され、28年度からそれぞれ幼保連携型認定こども園として「輝きの森学園」(城山台幼稚園・バンビーノ保育園)、「みついしこども園」(三石台幼稚園)及び「あやの台幼稚園」(あやの台幼稚園)が開園しました。

30年度に新設予定していた(仮称)学文路こども園と(仮称)山田こども園については、計画を見直すこととなり、現時点では開設年度は未定としています。

1号認定については、ニーズの見込み量は確保されています。新たにこども園(2園)が新設され、保護者の教育・保育サービスの選択の幅が広がるとともに、保護者の就労状況の変化に関わらない教育・保育の提供が可能となっています。

(2) 2号認定<3～5歳>

**【事業内容】**

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする子どもの認定区分  
(主に保育所、認定こども園)

**【確保の方策】**

平成27年度には、橋本保育園及び橋本東保育園が橋本こども園に、伏原保育園及び名古屋保育園が応其こども園に統廃合されます。また、私立保育園1園がさつき台地区に新設される予定です。平成28年度には、私立幼稚園が認定こども園化を予定しています。平成30年度には、しみず保育園が(仮称)学文路こども園に統廃合され、岸上保育園・柏原保育園・山田保育園が(仮称)山田こども園に統廃合される予定です。

**【平成27年度の取り組みと今後の方策】**

27年度に公設民営の保育所型認定こども園として「橋本こども園」と「応其こども園」が開園しました。併せて私立保育園の「橋本さつき保育園」が新興住宅地に新たに開園しました。

また私立幼稚園3園が新制度に移行され、28年度からそれぞれ幼保連携型認定こども園として「輝きの森学園」(城山台幼稚園・バンビーノ保育園)、「みついしこども園」(三石台幼稚園)及び「あやの台幼稚園」(あやの台幼稚園)が開園しました。

30年度に新設予定していた(仮称)学文路こども園と(仮称)山田こども園については、計画を見直すこととなり、現時点では開設年度は未定としています。

2号認定については、ニーズの見込み量は確保されています。新たに保育園、こども園(2園)が新設され、保護者の教育・保育サービスの選択の幅が広がるとともに、こども園では保護者の就労状況の変化に関わらない教育・保育の提供が可能となっています。

(3) 3号認定<0～2歳>

**【事業内容】**

満3歳未満の保育を必要とする子どもの認定区分  
(主に保育所、認定こども園、地域型保育事業)

**【確保の方策】**

施設の整備に関しては、2号認定の確保の方策に記載されているとおりですが、ニーズ調査の見込み量と比較すると平成27年度では36人の不足が見込まれます。平成28年度では、私立幼稚園のこども園化などにより不足が3人まで減少する見込みとなっています。しかし、平成29年度以降はニーズの見込み量は確保される予定です。

**【平成27年度の取り組みと今後の方策】**

施設の整備に関しては、2号認定の確保の方策に記載されているとおりです。

ニーズ調査の見込み量と比較すると、27年度では当初36人の不足が見込まれていましたが、年度末の3月には43人の不足が生じました。(ただし、待機児童数(未入所児を含む)については、28年3月初日時点で20人の発生でした)

28年度では、当初私立幼稚園のこども園化などにより不足が3人まで減少する見込みとなっていますが、29年度以降はニーズの見込み量は確保される予定です。

#### 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

##### (1) 時間外保育事業

###### 【事業内容】

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所の開所時間（11時間）の前後30分以上において時間を延長して保育を実施します。

###### 【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	502	510	498	492	480	474
②確保の内容	1,157	1,157	1,223	1,223	1,407	1,407
差(②-①)	655	647	725	731	927	933

###### 【確保の方策】

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育時間は、標準時間認定（11時間）と短時間認定（8時間）の2区分となり、区分を超えた保育については延長保育として取り扱うことが国から示されています。各区分において、必要に応じて延長保育が的確に提供できる体制を今後も確保していきます。

###### 【平成27年度の取り組みと今後の方策】

多様な就労形態等に対応するため、公立5園（紀見・三石保育園、高野口・すみだ・応其こども園）、私立4園（バンビーノ・あやの台・香久の実・橋本さつき保育園）の計9園にて、開所時間（保育標準時間認定）の11時間を超えて延長保育を実施しました。

また、27年度より新制度に基づき、新たにパート就労者を対象とした保育短時間の区分認定を行い、全園にてニーズに応じた延長保育を実施しました。

（上表の27年度実績は開所時間を超えた延長保育利用者数としています）

今後も引き続き、各区分において、ニーズに応じた延長保育が的確に提供できる体制を確保していきます。

##### (2) 放課後児童健全育成事業

###### 【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業を実施します。

###### 【量の見込みと確保の内容】

###### 橋本地区

(単位：人)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	45	45	43	43	42	40
②確保の内容	40	40	40	40	40	40
差(②-①)	▲5	▲5	▲3	▲3	▲2	0

西部地区

(単位：人)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	35	22	22	21	21	20
②確保の内容	40	40	40	40	40	40
差(②-①)	5	18	18	19	19	20

紀見地区

(単位：人)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	83	61	60	59	57	55
②確保の内容	80	80	80	80	80	80
差(②-①)	▲ 3	19	20	21	23	25

城山地区

(単位：人)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	51	65	64	62	61	59
②確保の内容	80	80	80	80	80	80
差(②-①)	29	15	16	18	19	21

柱本地区

(単位：人)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	13	10	10	10	10	10
②確保の内容	40	40	40	40	40	40
差(②-①)	27	30	30	30	30	30

三石地区

(単位：人)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	47	58	57	56	55	52
②確保の内容	40	40	80	80	80	80
差(②-①)	▲ 7	▲ 18	23	24	25	28

隅田地区

(単位：人)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	146	133	131	127	126	120
②確保の内容	160	160	160	160	160	160
差(②-①)	14	27	29	33	34	40

### 河南地区

(単位：人)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	33	21	21	20	20	19
②確保の内容	40	40	40	40	40	40
差(②-①)	7	19	19	20	20	21

### 応其地区

(単位：人)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	55	40	39	38	38	36
②確保の内容	40	40	40	40	40	40
差(②-①)	▲15	0	1	2	2	4

### 高野口地区

(単位：人)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	26	25	25	24	24	23
②確保の内容	40	40	40	40	40	40
差(②-①)	14	15	15	16	16	17

### 境原地区

(単位：人)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	17	10	10	10	10	10
②確保の内容	40	40	40	40	40	40
差(②-①)	23	30	30	30	30	30

### 【確保の方策】

平成 26 年度において城山地区第 2 学童保育所として、城山小学校内に専用施設を新築し、紀見地区第 2 学童保育所として紀見小学校校舎内の空き教室を整備改修し、ニーズ調査の見込み量を確保する予定です。

また、平成 27 年度において三石地区第 2 学童保育所として、三石小学校校舎内の空き教室を整備改修しニーズ調査の見込み量を確保する予定としています。

国より提示された「放課後子ども総合プラン」を基に、現状行っている事業の効果検証を行いながら、本市の各地区における放課後児童対策を構築します。

### 【平成 27 年度の取り組みと今後の方策】

計画どおり 27 年度において、三石第 2 学童保育所を三石小学校内の空き教室を整備改修して設置、あやの台第 2 学童保育所として、あやの台小学校の教室を一時使用することにより確保し、三石地区、隅田地区のニーズ調査の見込み量を確保しました。

また、今後、紀見地区、橋本地区、応其地区についてはニーズ調査の見込み量を超える実績がでており、ニーズ調査の見込み量の再検討しつつ、小学校内の教室を利用することにより必要量を確保していく方針です。

国より提示された「放課後子ども総合プラン」を基に、現状行っている事業の効果検証を行いながら、本市の各地区における放課後児童対策を構築します。

### (3) 子育て短期支援事業

#### 【事業内容】

家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を、一定期間、養育及び保護を行うことで、安心して子育てができる環境の整備を図ることを目的に、事業実施施設を指定し、委託により、当該施設において一定期間、養育及び保護を実施します。

#### 【量の見込みと確保の内容】

(単位：泊数)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	9	26	26	26	26	26
②確保の内容	300	300	300	300	300	300
差(②-①)	291	274	274	274	274	274

#### 【確保の方策】

子育て短期支援事業は児童福祉法第21条の9により、市町村に努力義務規定が定められている事業であり、利用可能区域及び対象児童の年齢層の拡充を検討しつつ、利用者の意向を踏まえた上で、本市では市内1ヶ所で実施していきます。

#### 【平成27年度の取り組みと今後の方策】

27年度の利用件数は、2件。のべ泊数は9泊でした。どちらのケースも児童相談所との連携のもとで対応したケースです。

養育困難を抱える家庭で、児童が保護を要するケースの場合、児童相談所が対応するケースが多く、児童相談所が一時保護を決定することもよくあります。

今後も、保護を要する児童については、児童相談所との連携のもと取り組んでいくことが予想されるが、本事業の利用の必要性がある場合は、積極的に活用していきます。

### (4) 地域子育て支援拠点事業

#### 【事業内容】

就学前の児童やその保護者が交流できる場を提供するとともに、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業を実施します。

**【量の見込みと確保の内容】**

(単位:人回/月)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① の見込み	1,068	1,253	1,243	1,220	1,199	1,178
② 確保の内容	1,480	1,480	1,480	1,480	1,540	1,540
差 (②-①)	412	227	237	260	341	362

**【確保の方策】**

子育て家庭にとって、より身近な場所に親子が集う場を提供するために、現在実施している4か所から、平成27年度より6か所で、平成30年度からは8か所で事業を実施する予定です。

**【平成27年度の取り組みと今後の方策】**

センター数が4か所から6か所に増え、子ども連れの親子がより身近なルームに参加することができ、子育て支援の強化につながりました。

また、ルーム毎の特徴があり、独自のイベントや取り組みなどを求めて複数のルームに参加する親子も増えたため、より広い情報共有や仲間作りの機会提供ができています。

今後、支援センターの機能を強化すると共に、保護者主体で運営する地域の子育てサークルと連携し、活動につなげていきたいと考えています。

(5) 一時預かり事業

**【事業内容】**

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、一時預かり事業を実施します。幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができるもので保育所で実施しています。

(ア) 幼稚園の一時預かり

**【量の見込みと確保の内容】**

(単位:人日)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	549	687	660	656	636	632
②確保の内容	2,435	2,435	2,435	2,435	2,590	2,590
差 (②-①)	1,886	1,748	1,775	1,779	1,954	1,958

(イ) 2号認定による定期的利用

**【量の見込みと確保の内容】**

(単位：人日)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	16,879	21,142	20,303	20,171	19,582	19,435
②確保の内容	74,861	74,861	74,861	74,861	79,634	79,634
差(②-①)	57,982	53,719	54,558	54,690	60,052	60,199

(ウ) その他の一時預かり(一時保育・トワイライトステイ)

**【量の見込みと確保の内容】**

(単位：人日)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	679	759	759	759	759	759
②確保の内容	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
差(②-①)	1,821	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741

**【確保の方策】**

一時預かり事業の幼稚園型については、幼稚園・認定こども園が一体的に事業を実施することを前提とした事業類型が国において検討されています。今後は、国から示される事業類型を確認し、主に教育標準時間認定の子どものニーズを吸収できるよう事業を実施していくこととします。

**【平成27年度の取り組みと今後の方策】**

幼稚園の「預かり保育」については、私学助成等から円滑な移行ができるよう、幼稚園等が主に在園児(1号認定の教育標準時間認定子ども)を対象に行う「一時預かり事業(幼稚園型)」が、国において創設されました。

本市においては、私立幼稚園(3園)の認定こども園化に伴い、27年度までの預かり保育事業の継続事業として、幼稚園型の一時預かり事業を創設し、28年度以降も主に教育標準時間認定の子どものニーズを吸収できるよう本事業を実施していきます。

保護者の就労形態の多様化、疾病・通院、リフレッシュ及び冠婚葬祭等による一時的な保育需要に対応するため、一時預かり(一時保育)事業を私立保育園(2園)にて実施しました。

27年度のトワイライト(休日預かり)の利用世帯は3世帯で、うち1世帯については、トワイライト(夜間養護)の利用もありました。利用日数は、休日預かりでのべ58日、夜間養護でのべ7日です。

いずれも、里親に委託契約して実施しました。28年度も里親に委託し、事業を実施する予定です。



(6) 病後児保育事業

**【事業内容】**

病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を行います。

**【量の見込みと確保の内容】**

(単位：人日)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	8	372	363	359	350	346
②確保の内容	580	580	580	580	580	580
差(②-①)	572	208	217	221	230	234

**【確保の方策】**

平成 25 年度における利用実績を考慮し、現状の施設での確保が可能であると考えられます。今後、保護者の働き方や考え方の変化により、利用者数が増加すれば設置箇所数の増加も検討する必要があります。

**【平成 27 年度の取り組みと今後の方策】**

新制度の開始後も継続事業として私立保育園にて実施しましたが、27 年度における利用者数は 8 人とどまりました。本市のセーフティネットとしての位置づけは欠かせないものの、ニーズ調査に基づく量の見込みと実利用者数があまりにもかけ離れているのが現実です。

今後は、より広報活動を行い、市内保護者への啓発に務めるとともに、事業実施園とも協議を図りながら、病児保育サービスの提供方法について考えて参りたいところです。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

**【事業内容】**

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業を実施します。

**【量の見込みと確保の内容】**

(単位：件)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	482	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
②確保の内容	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
差(②-①)	868	0	0	0	0	0

**【確保の方策】**

今後も安定して提供会員を維持するため、広報活動に力を入れて取り組むとともに、より安心安全な援助活動を行っていくために、提供会員向けの研修を充実させていきます。

**【平成 27 年度の取り組みと今後の方策】**

27 年度は、1 年を通しサポートを実施していた家庭支援（送迎業務：660 件）が 26 年度で終了したため、27 年度の実績が減少しています。

28 年度からは市HPにおいて子育て支援に特化したHPを作成しましたので、その中でファミリー・サポート・センター事業について紹介し、市民へのPRに努めていきます。

また、センター独自の取り組みとして、年 2 回市民向けの講演会を実施する際、センターの取り組みや実績等の報告会をし広報活動に取り組んでいます。

乳幼児健診に来ている保護者に対しても情報提供をしています。

**(8) 利用者支援事業****【事業内容】**

新制度では多様な教育・保育や子育て支援事業が用意され、待機児童解消や育児不安・育児負担の軽減のためにそれらを個々のニーズに応じて、確実に提供する必要があります。子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育、一時預かり事業、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業などの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、利用者支援事業を実施します。

**【量の見込みと確保の内容】**

(単位：箇所)	平成 27 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

**【確保の方策】**

子ども・子育て支援新制度に伴う多様な子育て支援サービスの利用について、よりきめ細かな情報提供・相談支援を行い、利用者支援機能の充実を図ります。

**【平成 27 年度の取り組みと今後の方策】**

個別の子育てニーズを把握して、子ども及びその保護者（妊婦を含む）がその選択に基づき、適切な施設や事業（教育・保育・保健その他子育て支援）を円滑に利用できるよう、またよりきめ細かな情報提供や相談・助言等を行うなど、総合的な利用支援の第一歩を 27 年度より市の委託事業として実施しています。

現在の委託先は、あやの台保育園（社会福祉法人白鳩会）としており、事業開始年度の利用状況としては、全 105 件の相談があり対応いただいています。

今後も引き続き、多様な子育て支援サービスの利用について利用者支援機能を果たすため、日常的に地域の様々な子育て支援関係者との連携を図りたいと考えています。

(9) 妊婦健診

**【事業内容】**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

**【量の見込みと確保の内容】**

(単位：人日)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	441	408	399	395	387	378
②確保の内容	430	430	430	430	430	430
差(②-①)	▲ 11	22	31	35	43	52

**【確保の方策】**

今後も引き続き、より安心して健やかな妊娠出産が行えるよう支援していきます。

**【平成 27 年度の取り組みと今後の方策】**

妊娠届出の際に妊婦健診受診票の交付を実施しています。27年度の実績は、441名ですが、そのうち、38名は年度途中での転入の方となります。

本市に住民票があり妊娠届出をした方のうち、満11週以内の早期届出は、387名(96.0%)となっていますが、思いがけない妊娠等、妊娠が解ってからパートナーとの関係構築や未婚のままでの出産等の理由から、妊娠の届出が中期から後期にかけてと遅れてしまう方が、16名(4%)となっています。

以前は、妊娠前期・後期の2回のみ助成(35歳以上の方にはエコー検査1回追加)でしたが、21年度からは、14回22枚の妊婦健診受診票(91,190円)がもらえます。

安心して妊娠・出産に繋げられるよう、今後も早期届出についての啓発が必要となります。

(10) 乳児全戸訪問事業

**【事業内容】**

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業を実施します。

**【量の見込みと確保の内容】**

(単位：人日)	平成 27年度 (実績)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	297	408	399	395	387	378
③ 確保の内容	408	408	399	395	387	378
差(②-①)	111	0	0	0	0	0

**【確保の方策】**

支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるため、着実に事業を実施していきます。

**【平成 27 年度の取り組みと今後の方策】**

乳児全戸訪問としては、健康課窓口に新生児出生連絡票の提出をしていただき、家庭訪問の了解をいただいた方に対してのみ橋本市母子保健推進員が生後 2～3 か月くらいで訪問を実施しています。

健康課窓口において新生児出生連絡票の提出をしていただいた段階から了解をいただけない方も 1 割前後いらっしゃいます。また、了解は取っていても、いざ家庭訪問すると乳児の顔も見せてもらえず必要な資料をポスト投函するだけに終わる場合もあります (13 件)。

さらに、家庭訪問前に事前の電話を入れるのですが、母子保健推進員の見慣れない電話になかなか出てくれないといったご苦勞もあります。やっと出てくれた場合でも、家庭訪問を拒否、電話のみの対応 (20 件) という場合もあり、すべての乳児に対応するのは困難です。連絡困難な場合は、橋本市の担当保健師の方から連絡を取り、子育ての状況を聞き、必要に応じて家庭訪問するといった連携をしています。

しかし、乳児全戸訪問は、育児困難家庭を早期に発見する上では、とても大切な事業です。今後も、可能な限り家庭訪問数を増やしていくための方策として、健康課窓口で新生児出生連絡票を提出に際にご理解をいただけるよう勧奨していきたいと考えています。

**(11) 養育支援訪問事業****【事業内容】**

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業を実施します。

**【量の見込みと確保の内容】**

(単位：人日)	平成 27 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	0	400	400	400	400	400
② 確保の内容	400	400	400	400	400	400
差 (②-①)	400	0	0	0	0	0

**【確保の方策】**

要保護児童地域対策協議会などを通じ、養育支援が必要であると判断された家庭に対して、確実に訪問できるよう支援力のアップにつなげていきます。また、ファミリーサポートセンターと連携を図り、きめ細かな支援に努めます。

**【平成 27 年度の取り組みと今後の方策】**

開設初年度の事業ということもあり、27 年度の実績はありませんでした。この事業は、ファミリーサポートセンターを運営する NPO 法人育夢学園に委託して実施しており、ボランティア登録されている地域住民が対象家庭に出向き、食事の用意や清掃、また育児支援に取り組むもので、地域交流という目的もあります。

地域間のつながりが希薄になっている現代社会において、本事業は大変意義がある事業と考えています。

今後、要保護児童として登録されている家庭への養育支援の必要性は増えてくるであろうと見込まれますので、利用実績は伸びていくと予測しています。

## (12) その他

子ども・子育て支援新制度の施行状況等に注視し、国で新規に創設された下記の事業についても、事業の詳細を確認しながら実施を検討します。

### ●実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

### ●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

## 5. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

乳幼児数・園児数の動向を見ながら、認定こども園の整備を進めていきます。今後、平成27年度には公設民営のこども園が2園、平成28年度には私立のこども園が2園、平成30年度には公設民営のこども園が2園開園する予定です。

子どもたちが幼児教育から小学校教育へなめらかに移行するための取り組みとして、保育者と教員が相互参観や合同研修する機会や園児と小学生が交流する機会、小学校区内の園児同士が交流する機会を計画的に実施していきます。また、保育者と教員が連携して作成した橋本市幼児教育統一カリキュラムの実践による研修を通して、発達や学びの連続性の大切さを確認しあい、より充実した教育・保育に努めます。